

電子記録債権と金融イノベーション

立命館大学 大垣尚司

シュンペーターは主著『経済発展の理論』の中でイノベーション（革新）について2つの興味深い指摘をしている。ひとつは、革新が①新しい財貨の生産、②新しい生産方法の導入、③新しい販路の開拓、④原料・半製品の新しい供給源の獲得、⑤新しい組織の実現といった新結合（new combination）の遂行として行われるという視点である（視点Ⅰ）。もうひとつは、革新が、自発的に生じた顧客のニーズに応えるかたちで起こるのではなく、むしろ産業側から顧客に対して新しい欲望が教え込まれ、産業側のイニシアチブで行われるという点（視点Ⅱ）である。電子記録債権との関係でいえば、導入時に議論のあった「手形の電子化」や「シンジケートローンの電子化」は、視点Ⅰについて辛うじて②を満たすが、視点Ⅱになるとどれだけの革新性があるか疑問なしとしない。たぶん、この方向性を追求しても「ちょっと便利」な程度に終わるのではないか。

あらためて考えてみると電子記録債権には革新を可能ならしめる以下の特徴がある。

- 1) 企業間信用の手段として導入されること。金融機関自身も活用はできるが、固有の関与としては資金決済や関連会社を通じた電子債権記録機関の部分に限定される。
- 2) 権利を決済とは分離して電子的にかつ法的に高い確実性と安定性を以てやりとりすることができるこれまでにない「権利の流通手段」であること。別途存在する「権利」に関する単なる電子情報でも電子情報に「署名」を行うための仕組みでもなく、電子情報そのものが「権利」を表章する初めての制度であること。
- 3) 企業だけでなく消費者の利用が想定されていること。
- 4) 現在の電子マネーが前払式電子証憑だとすれば、電子記録債権は後払式電子証憑と考えることができ、両者は本質的に異なるものではないこと。

また、視点Ⅱとの関係で次のような点が指摘できるであろう。

- 1) 企業はこれまで資金決済と一体化された手形か、使い勝手の悪い指名債権のかたちでしか権利段階での流通や決済を許されてこなかったため、使い勝手のよい権利の流通手段があるとどんなニーズが広がるかについて現時点では想像力が及んでいない。
- 2) これまでのITサービスでは「堅い」決済を他のシステムから分断して考えることが当然視されており、両者を一体化するという発想が希薄である。
- 3) 個人への信用販売は業者割賦から専業割賦へと進化し、販売業務から信用業務を切り離す方向にベクトルが向かっていたが、電子記録債権により割賦債権を用いたファイナンスが容易になれば実際には業者割賦のほうが効率的になる可能性がある。

このように電子記録債権はそれ自身が当然に革新をもたらすものではないが、革新を可能ならしめる要素技術としては有望である。これをどう活用して金融において革新を生み出すかは新結合を「遂行」する金融パーソンの想像力と推進力に委ねられている。